

労働政策審議会勤労者生活分科会基本問題懇談会の状況について

1 開催状況について

(1) 第1回基本問題懇談会

- 日時 平成15年7月4日（金）15：30～17：00
- 場所 経済産業省別館1036号会議室
- 議題 ① 基本問題懇談会の運営について
② 今後の進め方について
 - ・「企業内福利厚生のあり方と今後の勤労者財産形成促進制度の課題について」（ニッセイ基礎研究所・委託研究報告書、平成15年3月）における諸課題を中心に検討していく方向
- ③ 政府税制調査会等における議論の動向等について
 - ・政府税調中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」（平成15年6月）等

(2) 第2回基本問題懇談会

- 日時 平成16年1月19日（月）13：00～14：30
- 場所 経済産業省別館825号会議室
- 議題 ① 平成16年度税制改正について（報告）
 - ・転職者等の非課税継続適用期間の延長（1年→2年）
- ② 総合規制改革会議の動向について（報告）
 - ・事務代行の趣旨の明確化
- ③ 平成16年度予算（政府原案）について（報告）
- ④ 企業内福利厚生のあり方と今後の勤労者財産形成促進制度の課題について
 - イ 企業の関与を基本としつつ、企業形態の変化や労働慣行の変化を受けての制度の構築
 - ・雇用の流動化への対応
 - ・事業主の負担の軽減
 - オ より多くの勤労者が財形制度のメリットを享受できるようにするための改善策
 - ・事務代行制度の拡充
 - ・非正社員の増加への対応
- ⑤ その他

2 主な意見等（第1回、第2回）

[制度全般]

- 財形制度を検討するに当たっては、制度を単独で論ずるのではなく、福利厚生制度や年金制度等の関連する他制度の動向を常に見ておかなくてはならない。
- 年金等の問題で老後の生活に不安を抱く人が非常に増えている中で、自助努力や自己防衛は非常に重要になっている。その中で財形制度は、行政の面からも、雇用主側からも、勤労者側からも非常に重要であるという共通の認識を持つ必要があるのではないか。誰がどこでどのように働いても1年につき一定額までは非課税で財産形成ができるような仕組みを作ったらどうか。
- 社会環境も変わり、財政事情も厳しい中で、一律に勤労者のみをターゲットとした政策の妥当性というところまで遡って考え方の整理を行ってから、中身の議論をすべきではないか。企業年金等との位置づけの整理も必要である。
- 個別の事項についてばかり議論していると、全体として大事なところが埋没してわからなくなる恐れがある。大企業だけでなく中小企業の勤労者にもあまねく普及し得るような制度にするにはどうしたらよいか根本から議論すべきである。また、制度が無くなったらどうなるかという存否も含めた議論もしてみたらよい。
- 金利の変動など様々な環境の変化に弾力的に対応できるような制度にすべきである。例えば、財形活用助成金の支給額は当時の金利（平成8年頃）を基準にマル優見合いでいくら必要かという観点で定められているので、現状に合わなくなっている。
- 基本論を見据えて議論するのは当然だが、年金や税の問題等の政府全体の議論との関わりがあるので単独では決められない。基本論を念頭に置きながらも、個別の議論について、できるところから進めていく必要がある。

[税制との関係]

- 政府全体として貯蓄から投資へという基本的な考え方があることも頭の隅に置き、そういった問題にも耐えられるようにきっちり議論した上で、新たな枠組みを考えていくべきではないか。
- 貯蓄から投資へということだが、現状を見ると低所得者層にとっての財産形成は大事であり、制度の枠組みは、基本的には国が備えてやるべきということをもっと打ち出していくべきである。

- アンケート調査等で勤労者は天引きや非課税措置にメリットを感じているとのことなので、政府税調等の動きに対しては早めに理論を構築した上で対応していく必要がある。
- 貯蓄から投資へということも、マクロ的にはそうかもしれないが、個々の勤労者等を見た場合はライフサイクルの中である程度の貯蓄をしていかなければならないわけで、すべての流れが貯蓄から投資ということではないと理解している。

[普及促進の観点]

- 非課税措置があるにもかかわらず、中小企業には普及していない。中小企業の勤労者や中小企業の経営者の方々にとって、財形制度が利用しやすい仕組みになっているかどうかというところをもっと本質的に議論すべきではないか。
- 財形については制度を知らないために利用できないという人が多いので、今回の転職継続期間の延長などもよく周知して欲しい。

[その他]

- 税制改正等について基本問題懇談会に報告するだけではなく、基本的には勤労者生活分科会に対する報告がきちんとされなければならない。
- 例えば、今回のように事務代行の趣旨を明確にするなどの措置を講ずることによって、どれだけ財形制度の普及が進むのかが見えるようにするため、大企業・中小企業別、新規契約と解約の対比などの実績のわかる資料を提出して欲しい。